

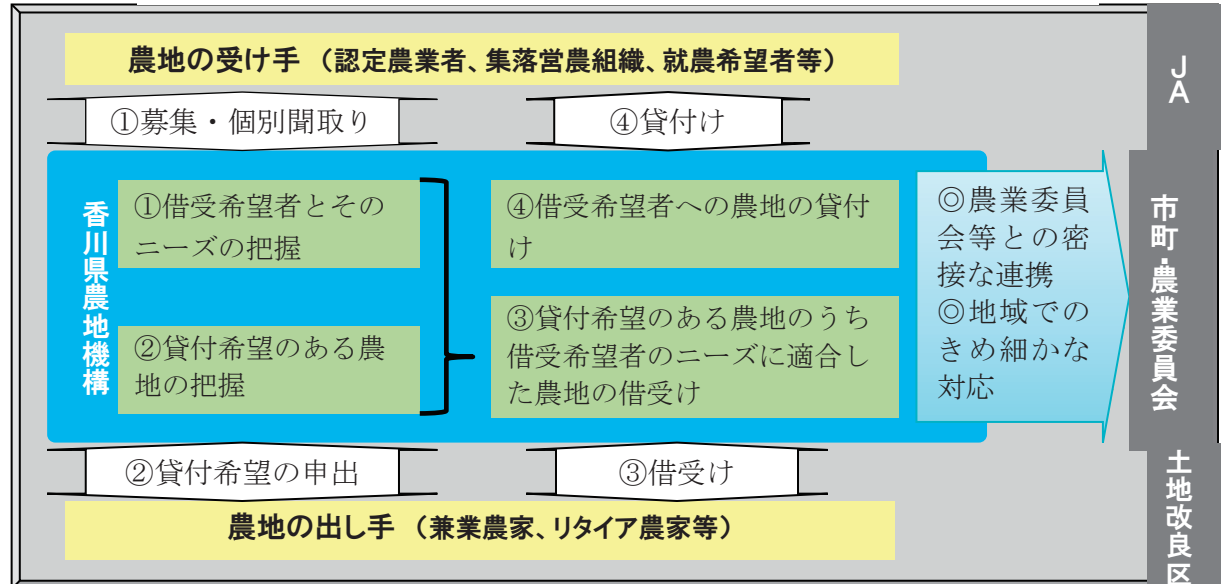
2-1) 経営規模を拡大したい

農地中間管理事業 〔担い手への農地集積を支援〕

○支援内容
(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)が、離農農家や規模縮小農家等から農地を借り受け、農業の開始や規模拡大等のために機構からの貸付けを希望している者に貸し付けます。

農地中間管理事業の仕組み

担い手への農地集積による経営規模の拡大、農地利用の効率化等を図る。



○対象者
機構が行う借受希望者の募集に応募し、借受希望者として登録されている農業経営体。

- 募集期間
- 第1回：平成29年 4月 3日(月)～平成29年 5月 8日(月)
- 第2回：平成29年 7月 3日(月)～平成29年 8月 3日(木)
- 第3回：平成29年10月 2日(月)～平成29年11月 2日(木)
- 第4回：平成30年 1月 4日(木)～平成30年 2月 5日(月)

○メリット
農地の貸借に必要な事務手続きや貸借期間中の賃借料の徴収、支払いを機構が行うほか、借受期間が保証され、安心して耕作ができます。

○申請先
市町農業担当課、農業委員会

お問い合わせ先

・(公財)香川県農地機構
(087-831-3211)
・市町農業担当課、農業委員会

2-2) 経営規模を拡大したい

農地売買等支援事業
〔担い手への農地集積を支援〕

○事業内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)は、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、その農地を規模拡大を志向する認定農業者等に対して、農業委員会と連携して面的利用集積に配慮して売り渡します。

○主な要件

- (1) 対象農用地等は農業振興地域内の農用地
- (2) 受け手である認定農業者等が現に耕作している農地と買い入れる農地を合わせて、おおむね1ha以上の団地を形成していること。
(認定農業者等とは、①認定農業者、②特定農業法人、③認定新規就農者、④基本構想水準達成農業者、⑤「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体)。
- (3) 農地価格は、農業委員会の意見を聴き近傍農用地等の価格から見て適当であると判断される価格。

○メリット

農地の売買に必要な事務手続きや売買代金の支払いを機構が行うほか、次のメリットがあります。

◆売買

- ・売り手:譲渡所得税が800万円まで特別控除されます。
(買入協議制度による売買については1,500万円まで)
- ・買い手:不動産取得税が2/3に軽減されます。また、低利な制度資金等が借りられます。

お問い合わせ先

- ・(公財)香川県農地機構
(087-831-3211)
- ・市町農業委員会

2 - 3) 経営規模を拡大したい

農地集積補助金交付事業
〔担い手への農地集積を支援〕

○支援内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)を通じた利用権の設定等により新たに農地を集積する場合に、10a当り2万円が交付されます。

○対象者

認定農業者、新規就農者(就農後5年以内の者)、集落営農法人

○主な要件

- (1)機構からの貸付けであること。
- (2)新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)
- (3)前年度末日時点の機構からの借受面積に対し、申請時点の借受面積が増加していること。
- (4)集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)の面積より増加していること。
など。

○交 付 額

2万円/10a

※ ただし、集積後の経営体の耕地面積が20haを超える交付対象面積については、1万円/10aの補助金を交付

○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

・香川県農業経営課
(087-832-3408)
・市町農業担当課

2-4) 経営規模を拡大したい

機構集積協力金
〔担い手への農地集積を支援〕

○支援内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)を通じて担い手に農地が貸し付けられた場合に、農地の出し手や地域に協力金を交付します。

○主な要件(地域向け)

◆地域集積協力金(まとめて機構に農地を貸付ける場合)

- ①同一の人・農地プランのエリアに含まれており、区域の外縁が明確なこと。
- ②人・農地プラン作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっていること。 など

○主な要件(個人向け)

- (1)対象農地を機構に10年以上貸し付け、機構から受け手に貸し付けられること。
- (2)農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき、自ら耕作していること(相続人は除く)。

◆経営転換協力金(経営転換する場合やリタイア等を契機とする場合)

- ①原則、遊休農地の所有者は対象になりません。
- ②原則、全ての自作地(他の農業者に利用権設定している農地及び自留地10aを除く)を貸し付けること。
- ③今後10年間は農地の所有権や利用権の新たな取得等を行わない等の誓約をすること。

◆耕作者集積協力金(機構を通じた借受希望者の農地を連坦化させる場合)

以下のいずれかに該当する農地

- ①機構が借り受けている農地や機構を通じた借受希望者が経営する農地に隣接している農地であること。
- ②面的要件を満たす原則2筆以上の農地

○交付額(国の補助金が農地集積の実績に応じて配分されるため、減額となる場合があります)

◆地域集積協力金

2割超～5割以下	15,000円/10a
5割超～8割以下	21,000円/10a
8割超	27,000円/10a

※29年度の単価(30年度は2/3)

◆経営転換協力金

0.5ha以下	20万円/戸【上限30万円/戸】
0.5ha超～2ha以下	40万円/戸【上限50万円/戸】
2ha超	60万円/戸【上限70万円/戸】

※農地集積の実績に応じて、上限単価まで増額する場合があります

◆耕作者集積協力金

1万円/10a ※29年度の単価(30年度は1/2)

○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

・香川県農業経営課
(087-832-3408)
・市町農業担当課

2 - 5) 経営規模を拡大したい

農地集積計画策定事業
〔 地域の話合いによる農地集積を支援 〕

○支援内容

地域の話合いを通じて、担い手への農地集積を推進する計画の策定を行う組織に対して支援します。

○対象者

集落等内の農家を構成員とする話合い組織



○対象となる内容及び交付額

◆集落活動等支援交付金（上限 10 万円/組織）

話合い活動による農地集積計画の作成に要する経費を助成
（協力者等への謝金、消耗品費、印刷製本費等）

◆合意形成交付金（1 万円/10a（上限10ha））

農地集積計画に記載された、担い手に集積される農地面積に応じて交付金を交付

農地集積計画に記載される集積対象農地は、農地中間管理機構への貸付けを前提とするものであること

○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課
（087-832-3408）
- ・市町農業担当課

2-6) 経営規模を拡大したい

農地集積等連携強化事業 〔担い手への農地集約を支援〕

○支援内容

担い手（認定農業者、新規就農者（就農5年以内）、集落営農法人）が耕作する農地の周辺農地について、農地の集約に協力するため（公財）香川県農地機構（以下「機構」という。）を通じ担い手へ貸し付けた場合、10a当たり5,000円が交付されます。

○対象者

農地所有者

○主な要件

- (1)人・農地プランを作成した地域であること。
- (2)香川県農地機構を通じた貸借であること。
- (3)集積される農地は農業振興地域内の農地に限る。
- (4)担い手が耕作している農地から300メートル以内の農地であること。
- (5)機構集積協力金のうち、経営転換協力金、耕作者集積協力金との重複は認めない。など。

○交付額

5千円／10a

○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課
(087-832-3406)
- ・市町農業担当課

米
麦

露地野菜

施設野菜

果
樹

花き
・盆栽

畜
産

オリ
ーブ

その他作物

新規就農

2-7) 経営規模を拡大したい

中山間地域等農地活用総合支援事業
〔中山間地域等での農地の有効活用を支援〕

○支援内容

中山間地域等における農地の有効活用を図るため、地域特性を活かした多様な農業に取り組もうとする意欲ある担い手のニーズに即し、簡易な基盤整備、施設・機械等に対して総合的に支援します。

○対象者：担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人など）

○対象農地：5法指定地域・統計上の中間山間農業地域内の農地（中山間地域等直接支払制度対象地域）
遊休農地及び遊休農地となる恐れのある農地を一定程度含む農地

○助成要件：当該地域で一定面積以上の面的集積・集約化に取り組むこと

○助成内容：中山間地域等における農地の有効活用に必要な基盤整備、施設・機械整備等に要する経費の補助

（例）・耕作放棄地の解消 ・簡易な基盤整備 ・鳥獣被害防止対策
・栽培施設の整備 ・収穫機械の整備 ・集出荷施設の整備 等

○補助率：1/3以内、ただし、中山間地域等直接支払制度対象地域は1/2以内

お問い合わせ先

・香川県農業経営課
(087-832-3408)

2-8) 経営規模を拡大したい


荒廃農地等利活用促進事業
〔 荒廃農地の再生・発生防止を支援 〕

○支援内容

荒廃農地の再生・発生防止に係る経費や附帯する施設等の整備に係る経費の一部を助成します。

○対象者

「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等の組織する団体、農業参入企業及び企業が農業参入のために設立した農地所有適格法人等

○主な要件【事業対象農地】

- (1) 土地所有者に代わり耕作者が確保(見込みを含む)されていること
- (2) 5年以上の耕作が見込まれること
- (3) 農業振興地域農用地区域内の1号及び2号遊休農地であること
- (4) 総事業費が200万円/件未満であること

○対象となる整備内容・補助率 ※中山間地域は国の補助率(定率)が55%となる。

(1) 再生利用計画作成推進事業

実施設計の作成に要する経費への助成 [県1/2・市町1/2]

(2) 荒廃農地発生防止活動支援事業

荒廃農地への悪化を防止するための低コスト整備に要する経費への助成
[国2万円/10a・県1.2万円/10a・市町0.4万円/10a]

(3) 再生利用活動補完支援事業

再生作業や土壌改良などに要する経費への助成
[国5万円/10a・県3万円/10a・市町1万円/10a(定額)又は国1/2・県3/10・市町1/10(定率)]

(4) 再生利用条件整備事業

(3)に附帯して行う基盤整備や機械、施設の整備に要する経費への助成
[国1/2・県3/10・市町1/10]

(5) 担い手誘致型支援事業


市町等が1ha程度のまとまった荒廃農地を確保し、大規模な担い手を誘致する場合の(3),(4)に対する助成 [国1/2・県1/3・市町1/6]

○申請先 市町農業担当課、農業委員会

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課
(087-832-3408)
- ・市町農業担当課・農業委員会

2 - 9) 経営規模を拡大したい


「さぬきの夢」生産拡大事業
〔 麦類の担い手を支援 〕

○支援内容

県育成小麦品種「さぬきの夢2009」の需要量の早期確保に向けて、安定的な生産を支援します。

○対象者

認定農業者、認定就農者、認定新規就農者、集落営農組織

○対象となる事業内容

(1) 排水対策の強化

土壌の保水性や排水性の改良の取組（地下水位制御システム、シートパイプなどの整備）を支援します。（補助率 1/3 以内）

(2) 「さぬきの夢」の需給ギャップ解消

小麦「さぬきの夢 2009」について、単収向上等の技術導入と併せて作付面積を拡大した場合に助成します。

○助成額

(1) 事業費の 1/3 以内

(2) 県助成金は定額補助 2,500 円/10a 以内

※(2)については、県の助成に加え、香川県農業協同組合による助成（上乘せ）が予定されています。

※支援内容等はH29年3月時点のものであり、変更となる場合があります。

○申請先

香川県農業協同組合

お問い合わせ先

- ・香川県農業生産流通課
(087-832-3418)
- ・香川県農業協同組合
(087-818-4109)

2-10) 経営規模を拡大したい

かがわ園芸産地活性化基盤整備事業 (さぬき讚フルーツ拡大支援事業～経営拡大事業) 〔園芸作物主体の担い手を支援〕

○支援内容

「さぬき讚フルーツ」の生産拡大に必要な初期費用について、拡大面積に応じて定額で助成します。

○対象者

「さぬき讚フルーツ」の認定を受けた認定農業者、農業協同組合の部会、農地所有適格法人。また、それらの部会員又は構成員である認定農業者、認定就農者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画の担い手、パートナー企業である農地所有適格法人、部会員で組織した営農集団、農業協同組合等。

○対象となる整備内容

果樹未収益期間支援事業の対象とならない園地において、「小原紅早生」、「香緑」、「さぬきゴールド」、「香粹」、「さぬきエンジェルスイート」、「さぬきキウイっこ」、「シャインマスカット」の作付面積を概ね10a（施設栽培のシャインマスカットは5a）以上拡大する必要があります。

対象品種の苗木植栽後、初期育成に必要な農薬、肥料、土壌改良資材、土壌被覆資材、支柱等。

○助成額

小原紅早生：200千円／10a 以内

香緑、さぬきゴールド、香粹、さぬきエンジェルスイート、さぬきキウイっこ、
シャインマスカット：130千円／10a 以内

○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業生産流通課
(087-832-3420)
- ・市町農業担当課

果
樹

新
規
就
農

2-11) 経営規模を拡大したい

香川県産まれ「オリーブ牛」促進事業 〔オリーブ牛生産の担い手を支援〕

○支援内容

香川県産まれ「オリーブ牛」の増産体制を構築するため、県内畜産農家が優良繁殖雌牛の導入に要する経費の一部を支援します。

○事業対象者

1. 和牛繁殖雌牛飼養者で今後増頭する計画のある者
 2. 新しく和牛繁殖経営を開始する計画のある者
- ※昨年度に引き続き参加する者は、増頭の実績が必要

○対象となる導入要件

1. 優良繁殖雌牛を家畜市場から導入すること。
2. 導入雌牛は生後7ヶ月齢以上で登録を有する未経産牛
3. その他必要と認める要件

○補助額

1/2以内（要件あり）、（1頭あたり上限400千円）

○申請先

各事業主体（JA香川県、（一社）香川県家畜商協会）

お問い合わせ先

- ・香川県畜産課
（087-832-3427, 3429）
- ・各農業改良普及センター